

平成29年分決算申告指導会のお知らせ

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！！

【持ち物】【お願い・ご注意】をご確認のうえおこし下さい。

【指導会場・日程】

- ・川崎北青色申告会館 川崎市高津区新作6-16-12
TEL 044-862-8685 FAX 044-862-8688
※ 武蔵新城駅から徒歩約5分です

平成30年 1月25日(木) ~ 平成30年 3月15日(木)

※日曜日・祭日・1月中の土曜日はお休みです

※マイナンバーを取扱う際は適切な管理の為に、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。出張指導会場では必要かつ適切な安全管理措置上問題が生じる可能性がありますので、今回の決算申告指導会から川崎北青色申告会館のみの対応とさせていただきます、ご理解下さいますようお願い申し上げます

※ お車でのお越しはご遠慮下さい。

【受付時間】

【ブルーリターンA・会計ソフトを利用していない方】

午前の部 9:15 ~ 11:30 午後の部 13:00 ~ 15:00

※11:30以降の受付は午後の部となります。

※土曜日と3月15日(木)は午前の部のみの受付です

【ブルーリターンA・会計ソフトをご利用の方】

★前半

平成30年1月25日(木)~平成30年2月28日(水)の平日

午前の部 9:15 ~ 11:30 午後の部 13:00 ~ 16:30

※11:30以降の受付は午後の部となります。

2月3日・10日・17日・24日の土曜日は完全予約制で受付致します。
下記に同意の上、平成30年1月15日以降にお電話でご予約下さい。

- ・1回の指導時間は45分以内とさせていただきます
- ・定員に達した日はお断り致します

土曜日をご予約の無い方の会計ソフトのご指導は致しません

★後半

平成30年3月1日(木)~平成30年3月2日(金)

午後の部 13:00 ~ 16:30 午前の部の受付は致しません

※ 3月に入ると大変混み合います、お早めにおこし下さい

※ 3月3日(土)以降はブルーリターンA・会計ソフトの受付は致しません
あらかじめご了承ください。

【持ち物】

- ・税務署から郵送されてくる決算書、申告書、納付書、お知らせハガキ
- ・平成29年分の集計表 ・前年、前々年分の決算書、申告書の控
- ・社会保険料の支払年額・小規模企業共済等掛金控除証明書
- ・生命保険等控除証明書・地震保険料控除証明書 ・公的年金等の源泉徴収表
- ・配偶者、扶養家族の年間収入額のわかるもの ・預金通帳(事業用) ・印鑑

※ 別紙「確定申告時のお願い」をご確認頂きマイナンバーの記載についての確認書類のコピーをお持ち下さい。

※ 国民年金、国民年金基金については保険料を支払った事を証明する書類を添付する必要があります、社会保険庁から郵送される証明書や領収書をお持ち下さい。

※ 医療費控除が変わります、詳しくは別紙「医療費控除は領収書が提出不要となりました」を良くご確認ください。

【お願い・ご注意】

- ◎ 指導会へおこしの際は会員証を必ずお持ち下さい。
- ◎ 先物取引・FX(外国為替証拠金取引)・土地、建物、ゴルフ会員権、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は税務署でご相談下さい
- ◎ 平成29年分の収入と経費の集計を必ずしてからおこし下さい、集計の仕方が分からない方はご説明致しますので、お早めにおこし下さい。
- ◎ 清書が不要になる決算書申告書作成システムに事前に入力する為、昨年控、平成29年分の下書きや合計残高試算表など平成29年分の集計をした物をお預かり致しますので、受付時にご用意をお願い致します。
また、決算書申告書作成システムへの入力をご希望されない方は恐れ入りますが、受付時にお申し出下さいますようお願い致します。
- ◎ 決算申告指導会は決算書などを作成する仕上げの為の指導会です、会計ソフトの入力の仕方、入力した内容の詳細な確認、複式簿記での記帳の仕方などの指導は致しませんので、あらかじめご了承下さい。(複式簿記で記帳されている方は12月の合計残高試算表の左右を合わせておこし下さい)
- ◎ 3月に入ると大変混雑する事が予想されますのでお早めにおこし下さい。
- ◎ 今年度分の会費の納入をお願い致します。
平成29年4月から平成30年3月分の会費を納入されていない方は、指導を受ける前までに必ず会費の納入をお願い致します。
会費を納入して頂いていない方のご指導はお断りする場合があります。
- ◎ 指導受付時間内は会計ソフトなど、お電話でのお問合せにはお答え出来ません
お電話でのお問合せは指導受付時間外をお願い致します。
- ◎ 3月15日(木)は11:30までに確定申告書を提出された方のみお預かり致します
11:30を過ぎますとお預り致しません。
- ◎ 消費税の申告をお忘れなく！！
平成27年の課税売上高が1,000万円を超える方は4月2日(月)までに平成29年分の消費税の申告が必要です、詳しくはお問い合わせ下さい。